

ワーク・ライフ・バランスと パートタイム労働に関する ミニ説明会&相談会

?



このような疑問や相談にお答えします！

- つわりがひどくて仕事が大変。でも、休みづらい…。
- 妊娠を上司に報告したら、遠まわしに辞めてほしいと言われた…。

- 育休とって仕事を続けたいけど、誰もとった人がいないので心配。
- 育休って、パパもとれるの？
- パートは育休とれないの？
- 育休明けにフルタイム勤務できるか心配。



- 正社員になるには、転職しかないの？
- 求人票と実際の労働条件が違う。

- どんな時に介護休業できるの？
- 介護のため1日単位でお休みしたい。

日時：**平成26年2月5日(水)・2月12日(水)**
10時～12時、13時～15時
各日10時～、13時～の2回「ミニ説明会」を行います。

場所：**ハローワーク岐阜**(岐阜市五坪1-9-1)

申し込み方法:「ミニ説明会」に参加ご希望の場合は、お電話で申し込みいただくか、「申込書」をファクシミリ又は郵便でお送りください。相談のみの場合は、申込み不要です。

「ワーク・ライフ・バランスとパートタイム労働に関するミニ説明会&相談会」申込書
 <申し込み先> 岐阜労働局雇用均等室 〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎
 TEL 058-245-1550 Fax 058-245-7055

* 参加を希望される日時、相談したい内容の口欄にチェックを入れてください。

ご氏名		連絡先	TEL	—	—
希望日	<input type="checkbox"/> 平成26年2月 5日(水)	希望時間	<input type="checkbox"/> 10時～		
	<input type="checkbox"/> 平成26年2月12日(水)		<input type="checkbox"/> 13時～		

<<相談したい内容>>

妊娠・出産 育児休業 介護休業 パートタイム労働 その他

具体的に

**雇用均等室は、ただお話を
お伺いするだけではありません。
問題の解決をお手伝いします。**



058-245-1550

相談受付時間 月～金(土・日・祝・年末年始除く)8:30～17:15
相談無料。秘密は厳守します。

※ 上記時間内での相談が難しい場合は、①お名前、②相談の概要、③連絡先電話番号(できれば携帯電話)、④希望する連絡時間帯(ご希望に沿えない場合もあります)を明記の上、郵送してください。

相談をお受けしている内容

男女雇用機会均等法

- ◆職場の男女差別(賃金を除く) ◆結婚退職慣行や妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱い
- ◆職場のセクシュアルハラスメント ◆妊娠中・出産後の女性労働者の健康管理 など

育児・介護休業法

- ◆育児・介護休業 ◆3歳までの育児短時間勤務(6時間勤務)
- ◆育児休業等を理由とする不利益な取扱い ◆子の看護休暇、介護休暇
- ◆育児・介護のための時間外労働・深夜業の制限 など

パートタイム労働法

- ◆正社員転換チャンスの付与 ◆昇給・賞与・退職金の有無等労働条件の明示
- ◆正社員とのバランスのとれた賃金・教育訓練・福利厚生 など

* 均等室では、上記のような相談を随時受け付けています。まずは、あなたが抱えている問題点の整理をお手伝いし、法律の説明、会社内での対応方法についてのアドバイス、パンフレットの無料送付など、問題を解決するために必要な情報を速やかに提供します。

また、会社の対応に法的な問題が疑われる場合は、あなたのご希望に応じて、会社に対して法に沿って適切に対応するよう働きかけるほか労使間の意見の調整も行います。

* あなたが、雇用均等室に相談したことを理由とする不利益な取扱いは、法律により固く禁じられています。法に違反する取扱いについては、是正するまで粘り強く指導します。

もちろん、ただ、話を聞いてみるだけでも、OKです。お気軽に、一度お電話ください。

厚生労働省 岐阜労働局雇用均等室

〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階

TEL 058-245-1550 FAX 058-245-7055

雇用均等室は、県内全域を管轄しています。